

平 26.5.12
基礎 1 - 4

税制調査会（基礎小委①）

〔法人課税改革と関連する他税目議論 (資本所得課税等)〕

平成 26 年 5 月 12 日(月)

財務省

1. 資本所得課稅

所得税収の推移

○ 税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置や分離課税分の落ち込みにより、所得税の財源調達機能は低下している。

- (注)ピーク時(平成3年度)の26.7兆円と平成26年度予算額の14.8兆円の差額(約▲12兆円)の主な要因は、
 ・ 分離課税分(利子及び土地の譲渡所得等)の落ち込みが約▲7兆円
 ・ 制度減税(増税との差引)及び税源移譲分が約▲4兆円

【抜本的税制改革】

▲ 3.9兆円 (税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:33万円→35万円)、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設(45万円)) 等

+ 1.7兆円 (マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行)

【税制改革】

▲ 2.4兆円 (税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:35万円→38万円)、給与所得控除額の引上げ)

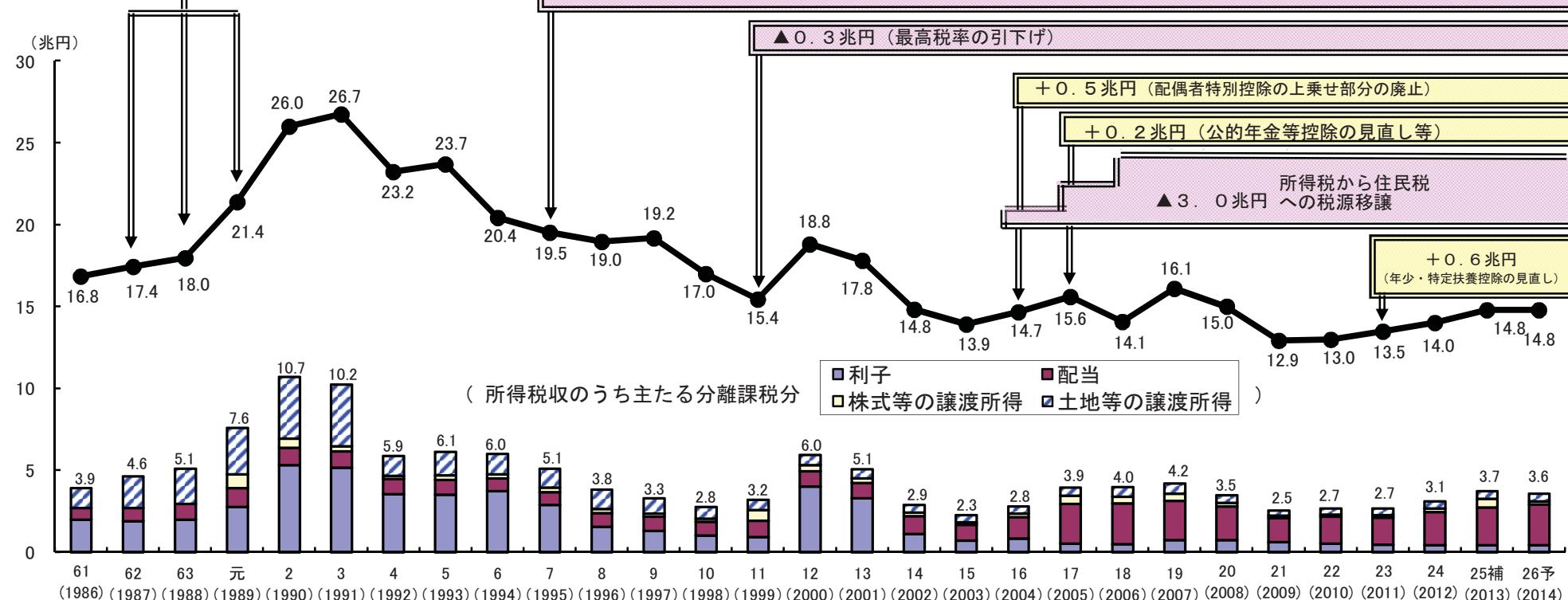
▲ 0.3兆円 (最高税率の引下げ)

+ 0.5兆円 (配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止)

+ 0.2兆円 (公的年金等控除の見直し等)

所得税から住民税
▲ 3.0兆円への税源移譲

+ 0.6兆円
(年少・特定扶養控除の見直し)



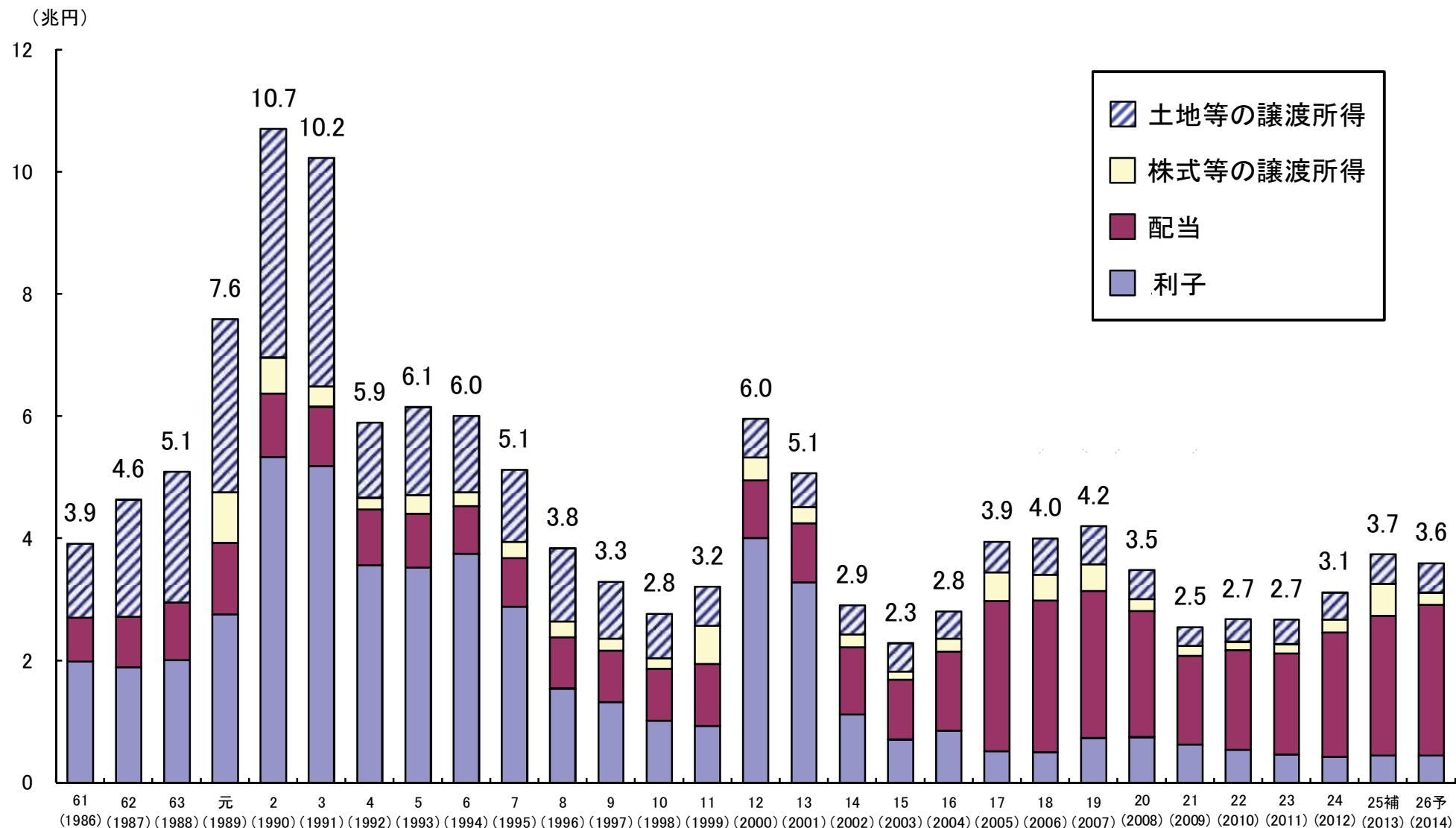
(注1) 24年度以前は決算額、25年度は補正後予算額、26年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲 (16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円)後の計数である。

(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である (63年度以前は推計値)。

所得税収(主たる分離課税分)の推移



(注1) 24年度以前は決算額、25年度は補正後予算額、26年度は予算額である。

(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である（63年度以前は推計値）。

平成 12 年 7 月 政府税制調査会 わが国税制の現状と課題（抄）

利子については、大量に発生すること、その元本である預貯金等が多種多様で、容易に商品間の代替が可能であることなどの特性を踏まえ、納税者番号制度などの所得の捕捉体制が整備されていない下で、実質的な課税の公平の確保に加え、課税の費用面、手続面などからの諸制約も考慮して、所得税 15% 及び個人住民税 5 % の一律源泉分離課税が採られています。

配当の基本的な性格は、法人事業への出資に対する成果の分配という事業参加的な所得の性格を有し、法人の事業の成果や配当政策に応じて分配額が決まるものであり、あらかじめ約定された利率で定期的に発生する利子等と性格を異にしている面があることに留意しなければなりません。

平成 16 年 6 月 政府税制調査会金融小委員会 金融所得課税の一体化についての基本的考え方（抄）

配当所得について、一般投資家の金融所得という性格に着目すれば、他の金融所得との中立性の観点から、20% の税率による分離課税とすることが考えられる。ただし、大口株主については事業参加的側面が強いことから、その配当を金融所得として課税することは必ずしも適当ではなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税を維持すべきである。

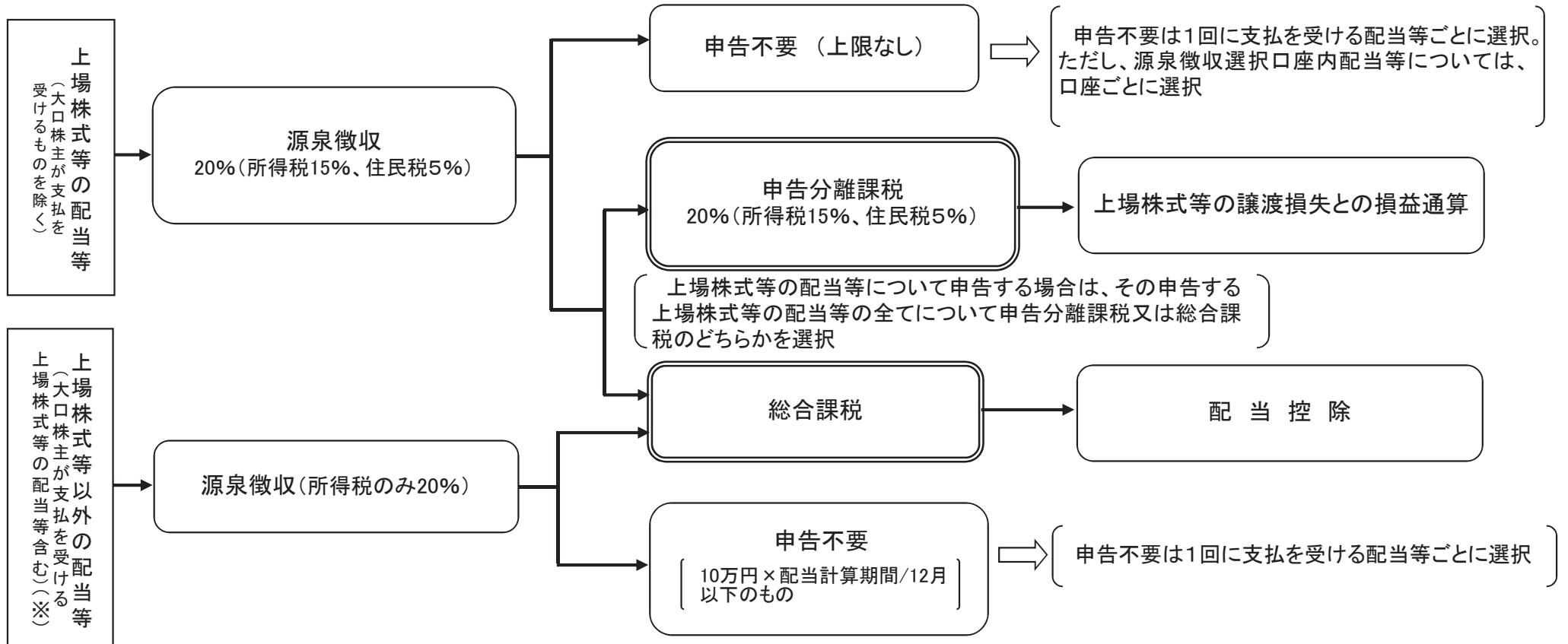
株式の配当課税の概要

区分	概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 (個人の大口株主が支払を受けるもの^(注1)を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告分離課税 配当所得 × 20% (所得税 15%、住民税 5%) ・ 総合課税 配当所得 × 10~50% (所得税 5~40%^(注2)、住民税 10%) (配当控除適用可) のどちらかを選択 (申告不要とすることも可)
源泉徴収税率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配当 × 20% (所得税 15%、住民税 5%)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の大口株主が支払を受ける上場株式の配当^(注1) ・ 非上場株式の配当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税 配当所得 × 10~50% (所得税 5~40%^(注2)、住民税 10%) (配当控除適用可) (10万円×配当計算期間/12月以下のものは申告不要とすることも可)
源泉徴収税率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配当 × 20% (所得税 20%)

(注1) 株式の保有割合が発行済株式の総数の3%以上である者が支払を受ける配当をいう。

(注2) この他、平成25年1月から平成49年12月までの時限措置として、所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

株式等の配当等に対する課税方法（イメージ）

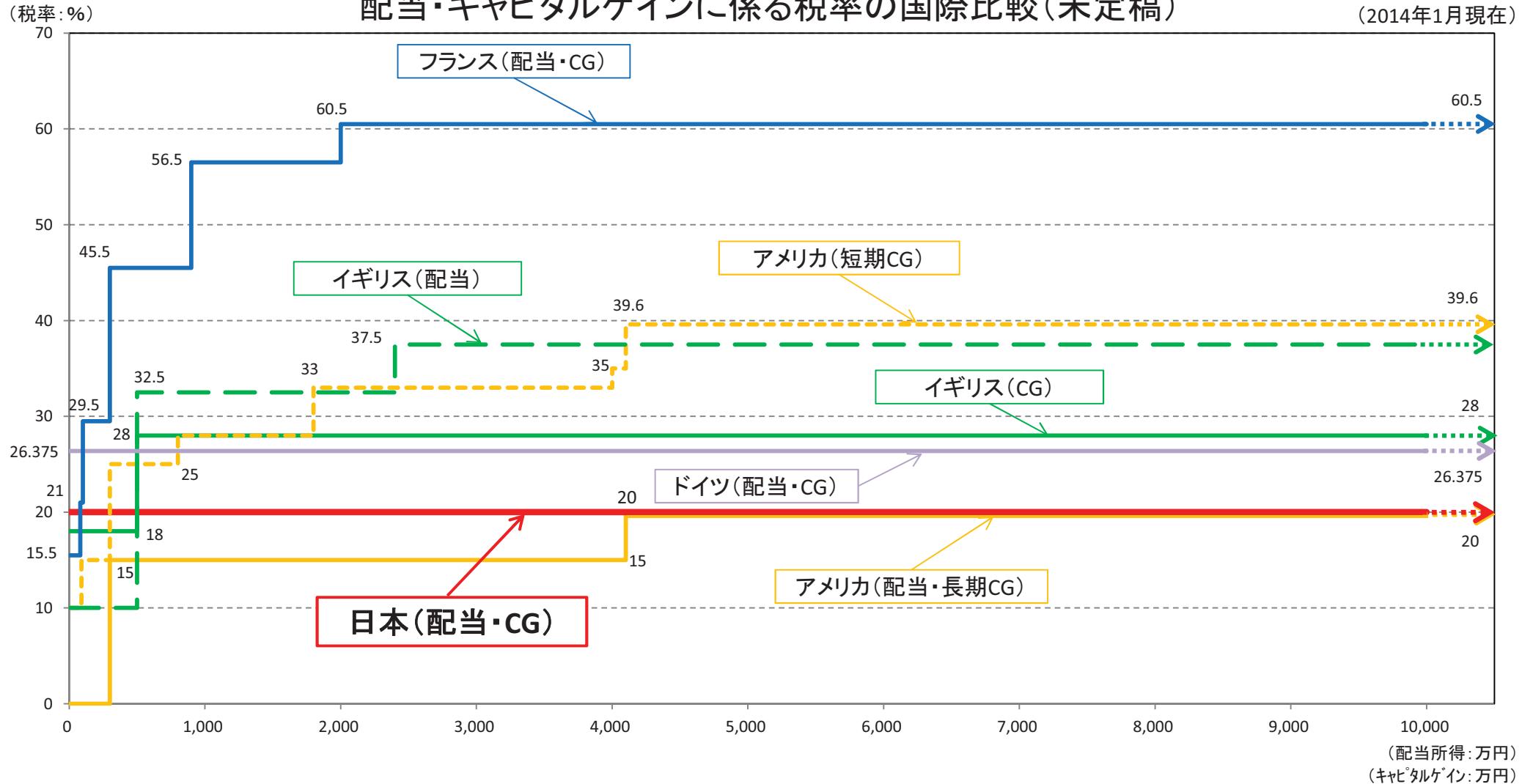


(注)「大口株主が支払を受ける配当等」とは、株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上である者が支払を受ける配当等をいう。

(※)上場株式等以外の配当等に係る住民税については、源泉徴収・申告不要の制度は設けられておらず、すべて総合課税(10%)の上、配当控除が適用されることとなる。

配当・キャピタルゲインに係る税率の国際比較(未定稿)

(2014年1月現在)



(注1)日本の課税配当については、分離課税を選択した場合の税率を記載しているが、総合課税を選択することも可能(総合課税の対象とした配当所得については、配当控除の適用あり)。

(注2)アメリカは、連邦税の税率のみを記載している。また、アメリカでは、配当及び長期キャピタルゲインについては段階的課税方式(給与所得等、配当所得・長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げたうえで、それぞれの所得の属するブラケットに係る税率を適用する方式)を採用しているが、上記グラフでは、配当所得及び長期キャピタルゲイン以外の所得がない場合に適用される税率(単身者の場合)を示している。他方、短期キャピタルゲインについては、キャピタルゲインを他の所得と合計したうえで累進税率を適用することとされているが、上記グラフでは、キャピタルゲイン以外の所得がないものとして適用される税率(単身者の場合)を表示している。

(注3)イギリスでは、段階的課税方式(給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタルゲインの順に所得を積み上げたうえで、それぞれの所得の属するブラケットに係る税率を適用する方式)を採用しているが、上記グラフでは配当所得及びキャピタルゲイン以外の所得がない場合に適用される税率を示している。

(注4)フランスの所得税額計算においては、受取配当額から40%を控除した配当所得及びキャピタルゲインを他の所得と合計したうえで累進税率を適用することとされているが、上記グラフでは、40%控除後の配当所得額を基準に、配当所得及びキャピタルゲイン以外の所得がないものとして適用される税率を表示している。

(備考)邦貨換算レートは、1ドル=100円、1ユーロ=135円、1ポンド=161円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成25年11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

主要国の配当課税の概要

(2014年1月現在)

	日本 ^(注1)	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	<p>申告分離と総合課税との選択</p> <p>(申告分離)20% (所得税 15% + 個人住民税 5%)</p> <p>又は</p> <p>(総合課税)10~50%^(注2)</p> <p>(注)源泉徴収(20%(所得税 15% + 個人住民税 5%))のみで申告不要を選択することも可能。</p>	<p>段階的課税(分離課税)(連邦税)</p> <p>3段階 0、15、20%^(注3) +</p> <p>総合課税(州・地方政府税)^(注3) ニューヨーク市の場合 州税: 4.00~8.82%</p> <p>市税: 2.55~3.40% + 税額の 14%の付加税</p>	<p>段階的課税(分離課税)</p> <p>3段階 10、32.5、37.5%^(注4)</p>	<p>申告不要(分離課税)</p> <p>※総合課税も選択可^(注6)</p> <p>26.375%</p> <p>所得税: 25% 連帯附加税: 税額の 5.5%</p>	<p>総合課税</p> <p>21~60.5% 所得税: 5.5~45% 社会保障関連諸税: 15.5%</p>
法人税との調整	配当所得税額控除方式 (総合課税選択の場合)	調整措置なし	部分的 インピュテーション方式 ^(注5)	調整措置なし	配当所得一部控除方式 (受取配当の 60%を株主の課税所得に算入)

(注1) 日本は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものである。

(注2) 平成27(2015)年から所得税の総合課税分の最高税率が引き上げられ、10~55%となる。

(注3) 給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、36,900ドル(369万円)以下のプラケットに対応する部分には0%、36,900ドル超のプラケットに対応する部分には15%、406,750ドル(4,068万円)超のプラケットに対応する部分には20%の税率が適用される(単身者の場合)。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

(注4) 給与所得等、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げて、配当所得のうち、32,010ポンド(515万円)以下のプラケットに対応する部分には10%、150,000ポンド以下(2,415万円)に対応する部分には32.5%、150,000ポンド超に対応する部分には37.5%の税率が適用される。

(注5) イギリスの部分的インピュテーション方式は、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する。

(注6) 資本所得と他の所得を合算して、総合課税の所得税の税率が25%以下の者は、申告により総合課税の税率が適用される。申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合は、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。

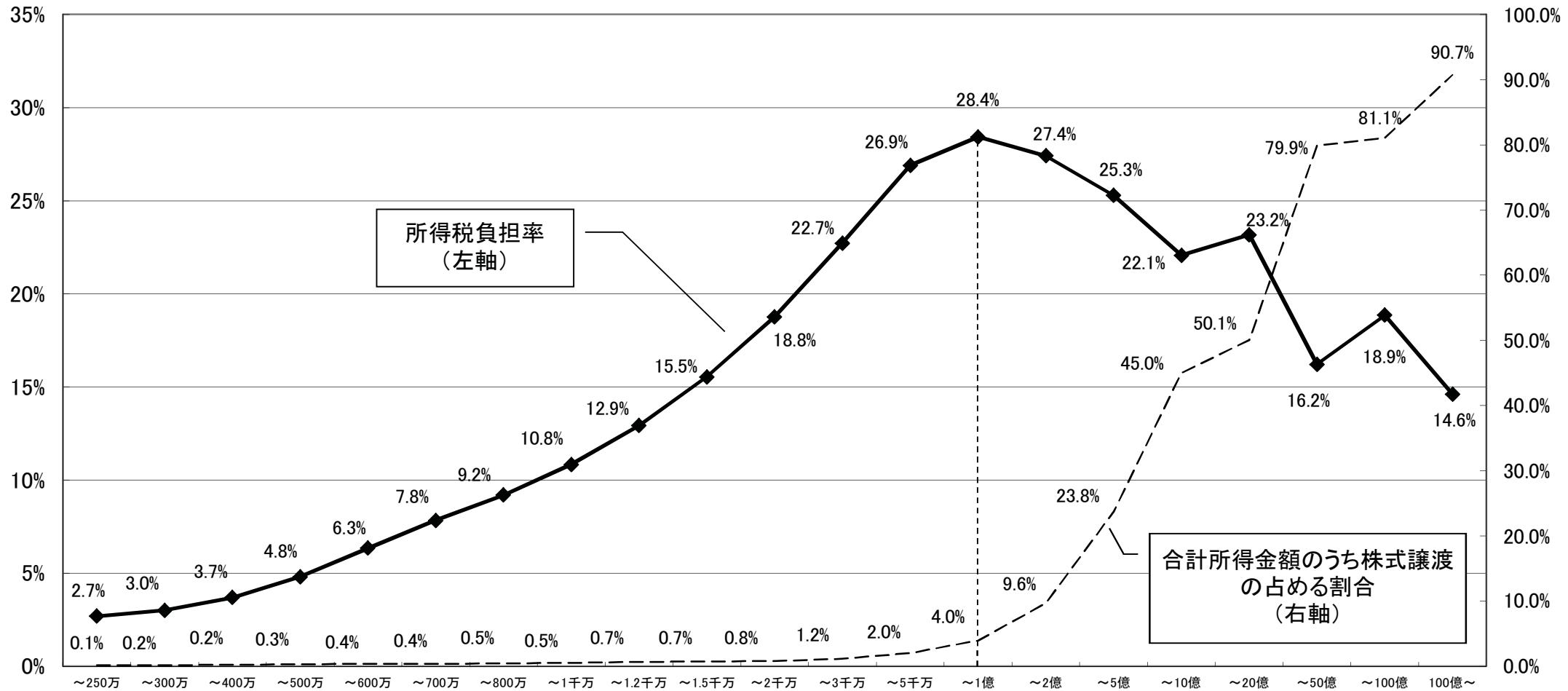
(注7) フランスでは、2013年予算法において、利子、配当、譲渡益について分離課税との選択制が廃止され、2013年分所得から累進税率が一律適用されることとなった。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=100円、1ポンド=161円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

申告納税者の所得税負担率(平成24年分)

- 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽課していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。

(負担率)



(備考) 国税庁「平成24年分申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

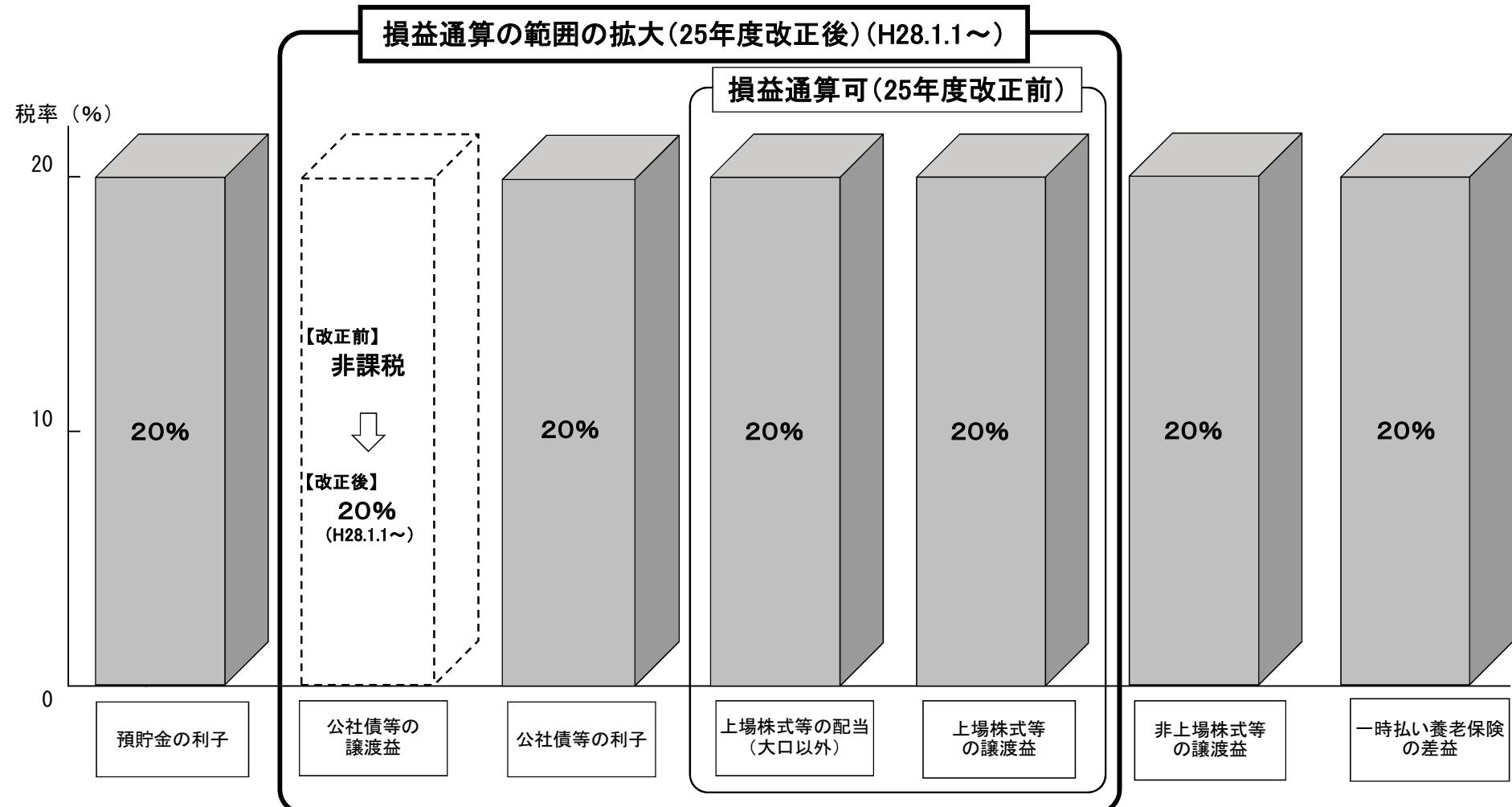
(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

(合計所得金額: 円)

金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。

2 税率20%の内訳は所得税15%、住民税5%である。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月
政府税制調査会

6. 資産課税

(2) 金融所得課税

① 金融所得課税の一体化

資本の国際的な移動が活発化し、また、高齢化の進展に伴い貯蓄率が低下する中、我が国経済の活性化のためにも、個人金融資産の効率的活用が要請されている。このため、近年、個人の金融商品選択における課税の中立性を確保し、リスクテイクのできる簡素で分かりやすい税制となるよう、分離課税制度を基本として、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた様々な措置が講じられてきた。

② 上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率

（中略）

なお、配当所得については、事業参加性のある所得という性格に着目し、総合課税を選択した場合に法人税との調整措置が適用されているが、分離課税（申告不要）の場合には調整措置は設けられていない。諸外国においても、分離課税の下では、通常、法人税との調整措置は設けられておらず、また、法人税の負担を含めたとしても、20%比例税率により個人の負担水準は相当程度軽減されており、法人段階と個人段階での配当課税の調整のあり方として、現行制度は妥当であると考えられる。

今後、我が国の金融・証券市場の競争力を強化し、投資家が安心して利用できる魅力ある市場としていくためには、多様な金融商品・サービスの提供、規制環境の整備、人材の育成など、税制に限らない様々な分野における取組みを進めることが重要である。市場の活性化・効率化を図るとともに、透明性・公正性を確保するための取組みが求められる。

③ 損益通算の範囲拡大

現在の上場株式等の配当や譲渡益に対する時限的な特例が終了し、課税方式の均衡化が図られることを前提として、個人投資家の投資リスクを軽減し、リスク資産への投資促進を図るため、金融所得間の損益通算の範囲を本格的に拡大していくべきである。その具体的な範囲や仕組みについて、早急に検討を進めることが必要である。その際、源泉徴収制度、資料情報制度、金融番号制度等、適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税環境の整備について議論を深めるとともに、すでに多数の投資家が利用している特定口座を活用した損益通算のあり方についても検討することが適当である。

主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]

	所得の種類	課税方式	源泉徴収税率 (国税+地方税)
上場株式の配当（大口以外） 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	次のいずれかの選択 ・申告不要 ・総合課税 ・申告分離課税	20%
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	株式譲渡所得	申告不要 又は 申告分離課税	20%
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税※ (28.1.1～) ・特定公社債等の利子等について ⇒ 申告不要又は申告分離課税	20%
割引債の償還差益	雑所得 (28.1.1～) ⇒ 譲渡所得	源泉分離課税 (28.1.1～) ⇒ 申告不要又は申告分離課税	18% (国税のみ) (28.1.1～) ⇒ 20%
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	譲渡所得	非課税 (28.1.1～) ・特定公社債等の譲渡益について ⇒ 申告不要又は申告分離課税 ・一般公社債等の譲渡益について ⇒ 申告分離課税	非課税 (28.1.1～) ・特定公社債等の 譲渡益について ⇒ 20%

※同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象(28.1.1～)。

2. 紹与所得控除

給与所得控除に係る議論の経緯

(※)政府税制調査会答申

○平成12年7月「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」(※)

- ・給与所得者に対して「他の所得との負担調整」といった一定の配慮を加える必要性は薄れきっている
- ・給与所得控除は、今後、「勤務費用の概算控除」としての性格をより重視する方向で、そのあり方について検討を行う必要
- ・主要国の概算控除の水準はわが国に比較して低い
- ・現行の給与所得控除の水準は、給与所得者の必要経費に関する概算的な控除としては相当手厚い

○平成14年6月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(※)

- ・給与所得控除は、給与所得者の必要経費に関する概算的な控除としては説明しきれない高い水準
- ・主要国と比較してわが国では控除額の上限がない点も問題
- ・給与所得控除については、勤務費用の概算控除としての合理的な水準を見極めつつ、縮減を図る方向で検討する必要

○平成15年6月「少子・高齢社会における税制のあり方」(※)

- ・給与所得控除については、勤務に伴う経費の概算控除として明確化すべき

○平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」(※)

- ・被用者特有の事情を画一的にとらえて一律の控除を行うという現行の仕組みを見直し、給与所得者の控除や申告のあり方についても、経費が適切に反映されるような柔軟な仕組みを構築していくべき

○平成19年11月「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(※)

- ・給与所得控除の勤務費用の概算控除の部分については、給与所得者の勤務の実態をより正しく反映する仕組みが望まれる
- ・給与所得控除について控除額に上限が設けられていない仕組みを見直すことが適當

◇平成24年度税制改正

⇒ 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限を設定

○平成24年8月 税制抜本改革法(第7条)

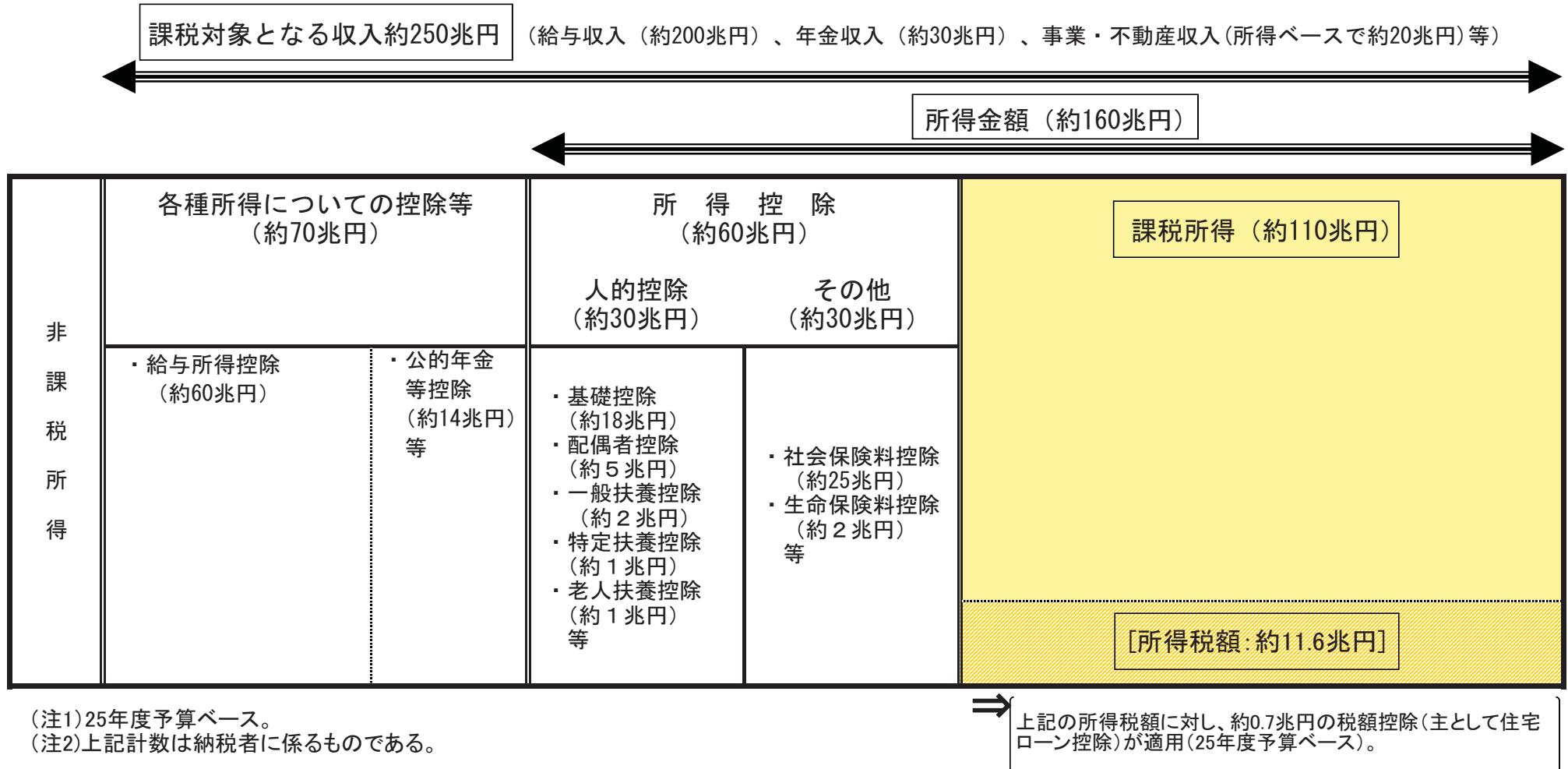
- ・給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する

◇平成26年度税制改正

⇒ 給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を、平成28年より1,200万円(控除額230万円)に、平成29年より1,000万円(控除額220万円)に引下げ

総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得 等）の課税ベースのイメージ

- 現在課税対象となる収入は約250兆円、課税所得は約110兆円。
- 課税所得約110兆円に対して所得税額は約11.6兆円。

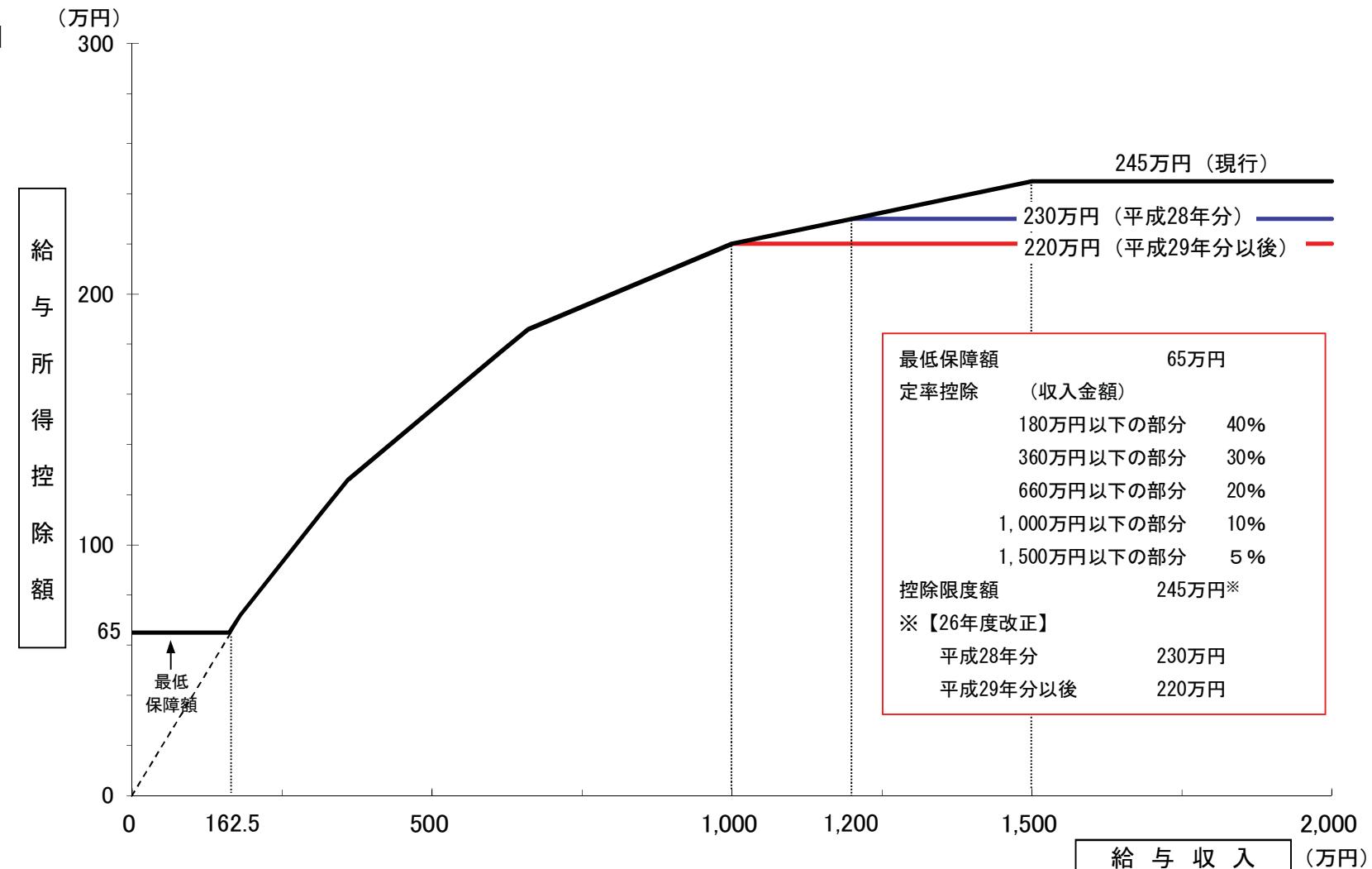


給与所得控除制度の概要

- 紹介所得については、概算控除として紹介所得控除の適用がある。
- 控除額は紹介収入に応じて遞増(紹介収入1,500万円超の場合、上限(245万円)あり)。
- 紹介総額の約3割・60兆円が控除されている。

○ 紹介所得控除額の例【現行】

紹介収入金額	紹介所得控除額
~162.5万円	65万円
300万円	108万円
500万円	154万円
800万円	200万円
1,000万円	220万円
1,200万円	230万円
1,500万円	245万円
2,000万円	



(参考)紹介総額は212兆円程度、紹介所得控除総額は62兆円程度、紹介総額に対する紹介所得控除総額の割合は29%程度である(平成26年度予算ベース)。

平成 12 年 7 月 政府税制調査会 わが国税制の現状と課題（抄）

（前 略）

これまで見てきたように、給与所得者は社会の典型的な就業形態となっていること、雇用形態の多様化などが進み、被用者としてのサラリーマン特有の事情にも変化が見られること、手厚い水準の給与所得控除は職業選択など就業に対する中立性を損なうおそれがあるとも考えられること、主要国の概算控除の水準はわが国に比較して低いことなどを踏まえると、給与所得者に対して「他の所得との負担調整」といった一定の配慮を加える必要性があるとしても、その必要性は薄れてきていると考えられます。

したがって給与所得控除については、今後、勤務費用の概算控除としての性格をより重視する方向で、そのあり方について検討を行っていく必要があると考えます。

（中 略）

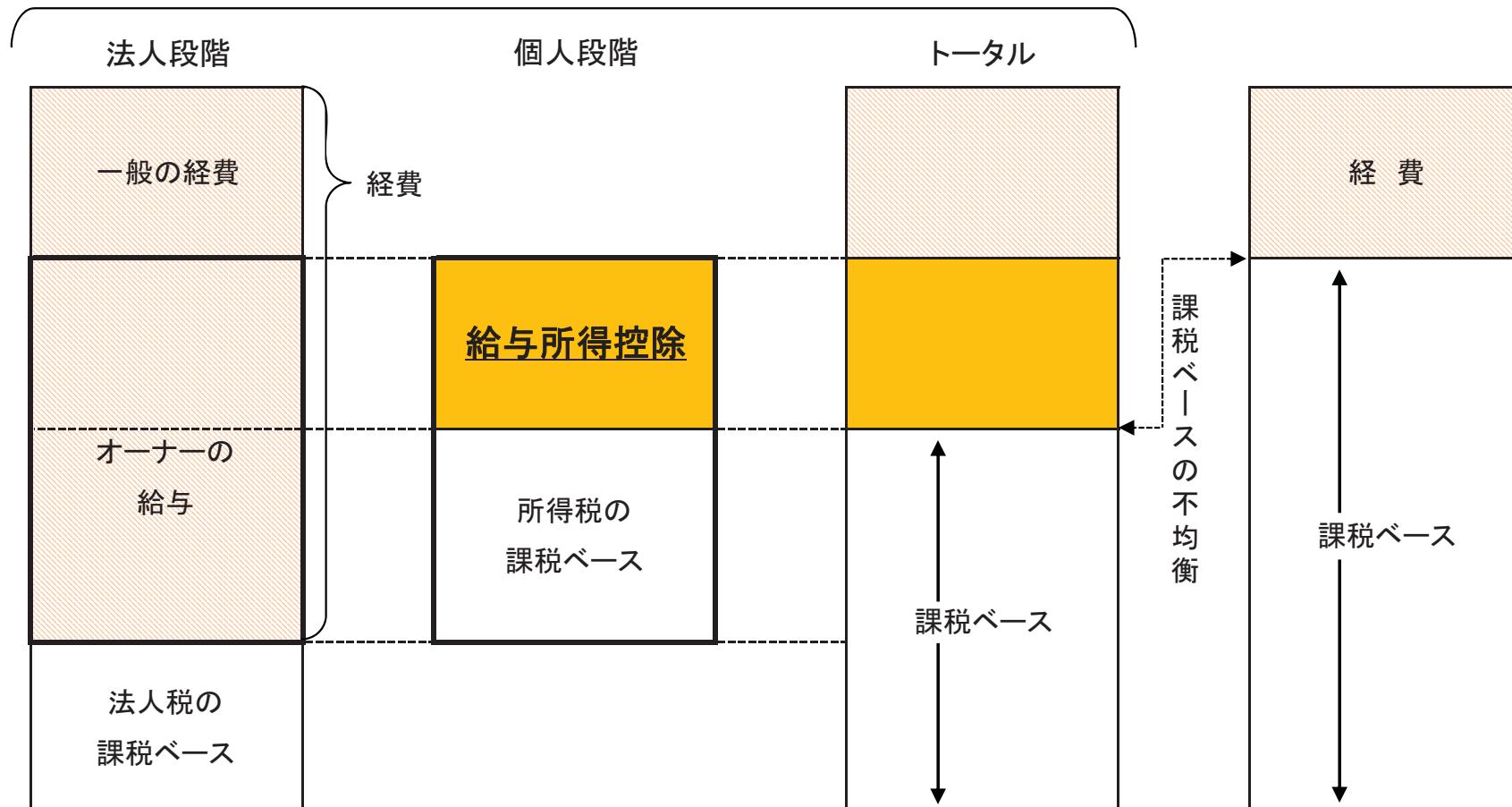
なお、同族会社の役員に対する報酬等について給与所得控除が認められていますが、一般の被用者とは相當に事情が異なるにもかかわらず、被用者に対する「他の所得との負担調整」の性格を含んだ給与所得控除の適用を認めるのは適当ではないとの指摘がありました。

（後 略）

法人成りしたオーナー企業と個人事業主の課税ベースの比較

- オーナー企業では、自らの役員給与を法人段階で経費として損金の額に算入する一方で、その給与について個人段階で給与所得控除を受けることが可能であり、恣意的な課税所得の操作に利用されやすく(いわゆる「経費の二重控除」)、個人事業主との間に課税の不均衡が存在。

【法人成りしたオーナー企業】



勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調

- 給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される平均支出は全体で29.6万円。年間収入最上位階級の平均支出は48.5万円。
- 収入に占める支出の割合は、過去、5~10%程度。

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している。）。
したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

平成25年

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年間支出額								(B)
		衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	(A)
I (~ 433)	3,600	9,680	7,275	6,550	958	28,990	104,293	4,307	162,053	4.5
II (~ 566)	4,740	14,892	8,515	8,704	1,315	35,204	138,013	8,033	214,676	4.5
III (~ 714)	5,774	18,355	11,308	10,147	1,762	42,684	170,340	12,335	266,931	4.6
IV (~ 924)	7,225	27,273	15,700	14,747	1,580	50,244	223,438	16,595	349,577	4.8
V (924 ~)	10,076	43,182	21,310	21,260	1,976	60,295	309,957	27,201	485,181	4.8
平均	6,283	22,677	12,823	12,281	1,518	43,483	189,208	13,694	295,684	4.7

（備考）

- 1 この表は「家計調査（二人以上の世帯）」（総務省統計局）の「年間収入5分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
- 2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
- 3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

	昭和48年	60年	平成21年	22年	23年	24年	25年
収入に占める勤務関係 経費の割合（平均）	11.3%	9.2%	5.5%	5.3%	5.0%	4.8%	4.7%
平均年間支出額	22.5万円	46.8万円	34.2万円	32.9万円	30.6万円	29.6万円	29.6万円
年間収入最上位の 平均年間支出額	37.2万円	68.3万円	54.9万円	53.8万円	49.3万円	47.3万円	48.5万円

（備考）1. この表は「家計調査（二人以上の世帯）」（総務省統計局）の「年間収入5分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。

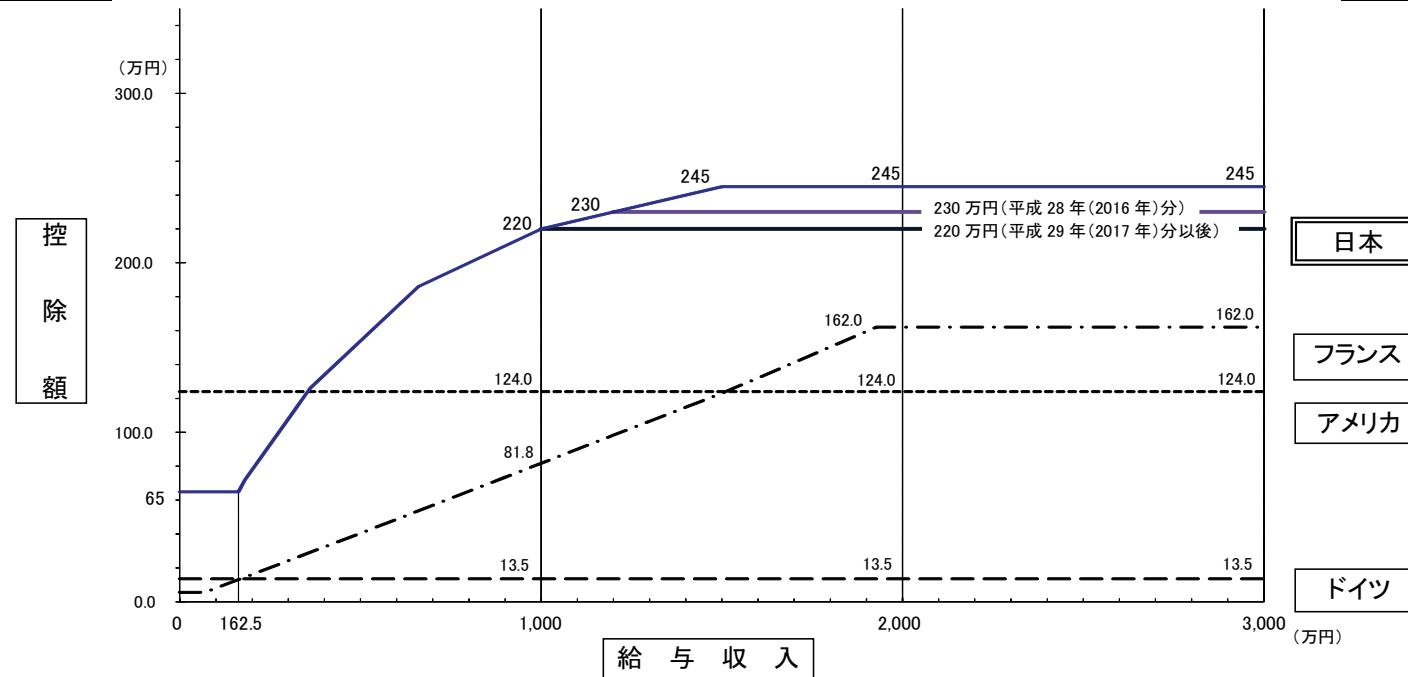
2. 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
3. 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2014年1月現在)

- 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
概算控除	<u>給与所得控除(定率・上限あり)</u> 給与収入に応じ、5段階の 控除率(40%~5%)を適用 最低保障額 65万円 上限 245万円 (平成28年(2016年)分 上限 230万円) (平成29年(2017年)分以後 上限 220万円)	<u>なし</u> (注1) ※給与所得者に限る。	<u>被用者概算控除(定額)</u> (注2) 1,000ユーロ(13.5万円)	<u>必要経費概算控除 (定率・上限あり)</u> (注2) 給与収入(社会保険料控除後) の10% 最低 421ユーロ(5.7万円) 上限 12,000ユーロ(162.0万円) ※給与所得者に限る。	<u>概算控除(定額)</u> (注2) 12,400ドル(124.0万円) (夫婦共同申告の場合) ※給与所得者に限らない。



(注1) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

(注2) ドイツ・フランス・アメリカでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている(上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない)。また、アメリカの概算控除は、給与所得控除だけではなく、医療費控除や寄附金控除等の各種所得控除を含むもの。

(注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除、ドイツは被用者概算控除、フランスは必要経費概算控除、アメリカは概算控除について、夫婦子2人の場合の控除額を記載している。

(注4) グラフ中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の控除額である。

(注5) 邦貨換算レートは、1ドル=100円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。